説

第2章 届出及び報告書

1 開設・変更・廃止等の届出

学校給食の開始等に際しては、各法令等の規定により3通りの届出が必要となり、それぞれの提出先、 提出期限等が異なるので留意すること。

(1) 根拠法令等

- ① 学校給食法施行令(昭和29年7月23日政令第212号)第1条
- ② 健康増進法(平成14年8月2日第103号)第20条 健康增進法施行細則(平成15年3月20日宮城県規則第62号)第2条,第3条
- ③ 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条,第57条 食品衛生法施行細則(昭和27年8月20日宮城県規則57号)第6条

(2) 学校給食法施行令に基づく届出の留意事項

- 設置者名
 - · 市町村立学校 · · · · 市町村長名
 - •••• 代表者名 • 私立学校
- ② 提出様式・期日
 - ・学校給食開設届 (P286, 287) ····・ 開設する日の 15 日前
 - · 学校給食変更届 (P288) ·····・ 変更する日の 15 日前
 - · 学校給食廃止届 (P289) ・・・・・・・・・ 廃止する日の 15 日前
 - ・学校給食一時中止届 (P290) ······ 中止する日の 15 日前※
 - ※災害や感染症の蔓延等不測の要因による場合は、一時中止した後速やかに届けること。
- ③ 経由機関
 - ・仙台市 → 教育庁保健体育安全課
 - 市町村 → 各教育事務所 → 教育庁保健体育安全課
 - ・私立学校 → 総務部私学・公益法人課 → 教育庁保健体育安全課
- ④ 届出を要する事項
 - ・次頁別表他、県教育委員会が指示する事項

(3) 健康増進法等に基づく届出の留意事項

- ① 提出様式・期日
 - ・給食施設設置届**(P291, 292) · ・・・ 給食開始の日から1ヶ月以内
 - ※複数の施設に食事を提供する場合は、様式第4号も併せて提出
 - ・給食変更届[※] (P293) ・・・・・・・・ 変更の日から1ヶ月以内
 - ※複数の施設に食事を提供している場合、配食先に変更があった場合は、様式第4号も併せて提出
 - ・給食施設休止・廃止届 (P294) ・・・ 休止・廃止の日から1ヶ月以内
- ② 提出先 所轄の保健所
- ③ その他 仙台市については「健康増進法に基づく指導等のための届出に関する条例」の適用外 となる。

(4) 食品衛生法等に基づく営業の届出や許可の留意事項

- ① 手続き
 - ・学校においても継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する集団給食施設のうち1回 20 食以

編

第

上提供する施設は、営業の届出が必要となる。

- ・施設の設置者又は管理者が調理業務を外部事業者に委託する場合は、受託事業者において飲食店 営業等の許可が必要となる。
- ② 提出様式·期日

・営業許可申請書・営業届(新規・更新) (P295) ・・・・ 営業届:営業開始前

営業許可申請書:営業開始前※

※営業開始前までに許可を取得しなけ

ればならない。

・営業許可申請書・営業届(変更) (P297) ・・・・・・・ 届出・申請内容に変更が生じた都度

・営業許可申請書・営業届(廃業) (P299) ・・・・・・・ 廃業する時

③ 提出先 所轄の保健所

別表

学校給食法施行令に基づく届出

施設	于仅相及仏施门口仁至。		提出	様式				
区分	届出内容	開設届	変更届	廃止届	一時 中止届			
	学校を新設する(調理場の有無に関わらず)	0						
	学校を統合する(新設校に)	0		0*				
	学校を統合する(既存校に)		0	0*				
	学校を廃止する			0*				
兴··	学校給食の区分を変える(補食→完全, ミルク→完全 等)		0					
学校	単独調理場から共同調理場供給対象校に変える	┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃						
	共同調理場供給対象校から単独調理場校に変える	した」により届出						
	施設改修等の間完全(補食)給食を一時中止(ミルク給食実施)		0					
	施設改修等の間完全(補食)給食を一時中止(ミルク給食未実施)				0			
	災害や感染症の蔓延等不測の要因で一時中止				0			
	共同調理場を新設する	0						
	単独調理場を新設する	0						
調理場	共同調理場を廃止する			0				
	単独調理場を廃止する			0				
	共同調理場供給対象校を変更した		0					

※廃止の学校ごとに作成

2 様式集

(1) 学校給食法施行令に基づく届

 文
 書
 番
 号

 年
 月
 日

宮城県教育委員会教育長 殿

設置者名

印

学校給食開設届

学校給食を次のとおり開設したいので、学校給食法施行令第1条に基づき届け出ます。

1 学校名(共同調理場名)及び所在地

学	校名	1			校長名	
共	同調	司	公立 私立	所 在 地	共同調理	
理	場名	<u></u>			場長名	

2 学校給食の実施人員,区分及び実施回数

		実	施人員(人)		実施	回数	給食費	費(円)		
学校名	学級数	児童生徒数	教職員数	計	給食区分	週	年	一 食単 価	年 額	備	考
										週	
										米飯	口

- 3 学校給食の開設予定年月日 年号 年 月 日
- 4 学校給食の運営組織
 - (1) 組織図
 - (2) 学校給食関係職員

職名	氏名	備考	職名	氏名	備考

編

第

3

編

- 5 衛生状況
 - (1) 調理員等学校給食関係者の健康診断書及び検便結果報告書
 - (2) 水質検査書
 - (3) 防そ, 防虫施設整備状況 (平面図に朱書)
 - (4) 所轄保健所への届出の写し
 - (5) その他留意事項
- 6 学校給食の運営に要する経費及び維持の方法
- 7 学校及び地域社会の特別事情(食生活,保健衛生等)
- 8 その他

共同調理場にあっては, 設置条例の写し添付

 文
 書
 番
 号

 年
 月
 日

宮城県教育委員会教育長 殿

設置者名

印

学校給食変更届

年 月 日付け 第 号の学校給食開設届(変更届)の内容を次のとおり変更したいので届け出ます。

1 学校名(共同調理場名)及び所在地

学	校	名				校 長 名	
共	同	調	公立 私立	所 在	地	共同調理	
理	場	名	100-11			場 長 名	

- 2 変更事項
- 3 変更内容
- 4 変更理由
- 5 変更時期 年号 年 月 日

編

第

 文
 書
 番
 号

 年
 月
 日

宮城県教育委員会教育長 殿

設置者名

印

学校給食廃止届

学校給食を次のとおり廃止したいので、学校給食法施行令第1条に基づき届け出ます。

1 学校名(共同調理場名)及び所在地

学	校	名			校 長 名	
共	同	調	公立 私立	所 在 地	共同調理	
理	場	名	14-11-		場長名	

2 学校給食の実施人員,区分及び実施回数

		実	施人員(人)		実施	回数	給食	費(円)	
学校名	学級数	児 童生徒数	教 職 員 数	計	給食区分	週	年	一 食単 価	年 額	備考

- 3 廃止の理由
- 4 廃止の時期 年号 年 月 日
- 5 給食施設設備の処分方法
- 6 学校給食用物資の処分方法

 文
 書
 番
 号

 年
 月
 日

宮城県教育委員会教育長 殿

設置者名

印

学校給食一時中止届

学校給食を次のとおり一時中止したいので届け出ます。

1 学校名(共同調理場名)及び所在地

学	校	名					杉	交 長 名	
共	同	調	公立 私立	所	在	地	共	共同 調理	
理	場	名	14.11				場	易 長 名	

2 学校給食の実施人員,区分及び実施回数

÷						T						
l			実	施人員(人)		実施	回数	給食	費(円)		
l	学校名	学級数	児 童	教 職	⇒ 1	給食区分	VIEI	Æ	一 食		備	考
			生徒数	員 数	計		週	年	単 価	年 額		
ľ												
l												

- 3 一時中止の理由
- 4 一時中止の時期 年号 年 月 日 ~ 年号 年 月 日
- 5 学校給食用物資の処分方法

(2) 健康増進法等に基づく届

様式第1号(第2条関係)

給食施設設置届

年号 年 月 日

宮城県知事

殿

給食施設設置者 住所

法人にあっては, 主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名

の規定により届け出ます。

							肩 C
給	食	施	設	の	名	称	
給	食	施	設 <i>(</i>)所	在	地	
							電話番号ファクシミリ番号
給	食	開	始	日	又	は	
給	食	開	始	予	定	日	
給	食	施	設	0	種	類	 学校(単独校・共同調理場の別:) (配食学校名) 病院 介護老人保健施設 老人福祉施設 児童福祉施設 社会福祉施設 種話を表している。 社会福祉施設 一般給食センター 11.その他(自衛隊等)
1	日	Ø :	予定	: 給	食	数	
及		各		٣,			朝: 食 昼: 食 夕: 食 その他: 食 1日: 回 1日の延べ食数 食
予)	定	給	纟	È	数	
栄	養	士	等	配	置	数	栄養士数: 人 管理栄養士数: 人

(様式第4号)

		1 ⊨	及び各	食ごとの)予定給	食数	
給食施設の 種類	食事提供施設名 (配食先)	朝 (食)	昼 (食)	夕 (食)	その他 (食)	1日延 食数 (食)	許可病床 数 又は 定員数
					_		
合	計						

(記入上の注意)

- ①定員等の定めのある施設は、各食ごとの予定給食数は実際に提供する食数ではなく、許可病 床数又は定員数とする。
- ②定員等の定めのない施設は,許可病床数及び定員数は斜線を引く。
- ③合計欄は給食施設設置届の1日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数に記載する値と一致 する。

給食施設変更届

年号 年 月 日

宮城県知事

殿

給食施設設置者

住所

工. 力

印

(法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名

ための届出に関する条例第2条第2項

の規定により届け出ます。

給	食	施設	の	名	称								
給	食が	6 設 0)所	在	地	(〒 電話番号 ファクシミ	リ番	5)				
変	更	Ø	Þ	勺	容								
変	更	Ø 4	年	月	日	年号	年	月	日				
変	更	Ø	IJ	里	田								

様式第3号(第3条関係)

給食休止·廃止届

年号 年 月 日

宮城県知事

殿

給食施設設置者

住所

<u>+</u> 法人にあっては,主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名

の規定により届け出ます。

									ĦL							
給	食	施	設	の	名	称										
							(〒	_)						
給	食	施言	没の	所	在	地	電話番号									
							ファクシ	ミリ番	:号							
	·止 E止	の	年	月]	日	年号	年	月	日						
休	Т	Ŀ	の	期		間	年号	年	月	日	から	年号	年	月	日まで	
休	1	Ŀ	Ø	理	ļ	曲										

3

編

第

(3) 食品衛生法等に基づく営業許可申請・届

	シャフボロ			_
様式第2号(第6条第1項関係)【表面:許可・届出共通】	許可番号	白乳末 /口部	ntente E	2.00
	固定・自販機・ 消印番号	目	•	カロ コー
	手数料確認			
収入証紙貼用欄	7 27 77 77	※ 管理	里者記載	
宮城県知事		年	月	日
営業許可申請書・営業届(新規・ 勇	更新)			
食品衛生法(第55条第1項・第57条第1項)の規定に基づき、次のとおり関係	書類を提出しま	す。		
※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿つて、原則オープンデータとして公開します。 申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。	-			

	郵便番号:	電話番号:		FAX 番号:							
申	電子メールアドレス:			法人番号:							
請者	申請者・届出者住所 ※ 法人にあつては、所在地										
届											
届出者情報	(ふりがな)			(生年月日)							
情報	申請者・届出者氏名 ※ 法人にあっ	つては、その名称及び代表者の氏名									
				年	月 日生						
	郵便番号:	電話番号:		FAX 番号:							
	電子メールアドレス:										
	施設の所在地										
	(ふりがな)										
	施設の名称、屋号又は商号										
営業	(ふりがな) ※ Aは#	####################################	資格の種類	食管・食監・調・製・栄	・船舶・と畜・食鳥						
施		用が使用された確果又は各番包表を製造り 養者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会 (適	正と認める場合を含む。)						
営業施設情報			文件した時日云	講習会名称	年 月 日						
ŦK	主として取り扱う食品、添加物、	器具又は容器包装	afa at a story state.								
			自由記載								
	自動販売機の型番		業態	•							
		※ 引き続き営業許可を受けようとする場合 新規の場合を含む。	に限る。ただし、複合	合型そうざい製造業,複合型冷	東食品製造業の場合は、						
	HACCPの取組	MRO場合を含む。 □ HACCP に基づく衛生管理									
		□ HACCP の考え方を取り入れた衛	生管理								
じ業	指定成分等含有食品を取り扱う施	設			П						
じた情報 情報											
報応	輸出食品取扱施設(※ この申請等の	O情報は, 県の事務に必要な限度において, 軸	か出時の要件確認等の	ために使用します。)							
		営業の形態		備考							
営業	1										
営業届出	2										
出	3										
担	(ふりがな) 担当者氏名			電話番号							
担当者	153414										

【裏面:許可のみ】

法第 55 条第 2 項関係										
申請者・	1		法に基づく処分に違 年を経過していない		し、その執行	行を終わり、又は執行	fを受けることがなくなつた			
届出者情報	2	食品衛生法第59% ないこと。	条から第 61 条までの	規定により許可を則	対り消され	, その取消しの日から	。起算して 2 年を経過してい			
報	3	法人であつて、そ	の業務を行う役員の	うちに (1)(2) のい	ずれかに調	亥当する者があるも σ)。			
営		□ ①全粉乳 (容量が 1,400 グラム以下である缶に収められたもの) □ ②加糖粉乳 令第 13 条に規定する □ ③調製粉乳 □ ④食肉製品 □ ⑤魚肉ハム □ ⑥魚肉ソーセージ □ ⑦放射線照食品又は添加物の別 □ ⑧食用油脂 (脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) □ ⑨マーガリン □ ⑩ショートニング □ ⑪添加物 (法第 13 条第 1 項の規定により規格が定められたもの)								
業施	(ふ	りがな)								
営業施設情報	食品	衛生管理者の氏名	※「食品衛生管理者選	任(変更)届」も別途	·····································	受講した講習会	講習会名称 年	月日		
	使用	水の種類				自動車登録番号 ※	※ 自動車による営業の場合			
	①水	道水(🗌 水道水	□ 専用水道	□ 簡易専用水道)					
	② □ ①以外の飲用に適する水									
	飲食	店のうち簡易飲食店	占営業の施設		食肉の加工又は調理を行う施設					
業種に応じた情報	ふぐの処理を行う施設									
に応	(ふ	りがな)								
たた	ふぐ	処理者氏名 ※ ふ	ぐを処理する営業の場合			認定番号	第 号			
報					及び認定年月日	年	月 日			
添			ランド 京都 (事業譲							
添付書!		(飲用に適する水使	所の場合)水質検査	の結果						
類										
	374 384	.a. === 10 == 11.2 == 1 .a								
事業譲	宮 美	を譲り受けたことを	と証する旨							
譲渡										
		許可番号及び	許可年月日		営業の種	 類	備考			
		番号								
	1		年 月 日							
営		番号								
[業許可業種	2		年 月 日							
業種		番号								
,	3		年 月 日							
		番号								
	4		年 月 日							
備考										

第 1 編

第

2

編

3編

第

第 4 編

様式第3号(第6条第2項関係)【表面:許可・届出共通】

- ※ 太枠内については変更がある項目のみ記載してください。
- ※ 変更がある項目名を〇で囲んでください。

許可番号 固定・自販機・自動車・仮設・臨時・届出 ※ 管理者記載欄

年 月 日

宮城県知事 殿

営業許可申請書・営業届(変更)

食品衛生法施行規則第71条の規定に基づき、次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。 申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(チェック欄□)

	郵便番号:	電話番号:		FAX 番号:						
申	電子メールアドレス:			法人番号:						
請者・届出	申請者・届出者住所 ※ 法人にあつて	は、所在地		l						
届出者情	(ふりがな)			(生年月日)						
報	申請者・届出者氏名 ※ 法人にあつて	は、その名称及び代表者の氏名		年	月 日生					
	郵便番号:	電話番号:	: FAX 番号:							
	電子メールアドレス:									
	施設の所在地									
	(ふりがな)									
	施設の名称、屋号又は商号									
営業	(ふりがな)		資格の種類	食管・食監・調・製・栄	・船舶・と畜・食鳥					
営業施設情報	食品衛生責任者の氏名 ※ 合成樹脂だする営業者	が使用された器具又は容器包装を製造 者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会 (適	正と認める場合を含む。)					
情報			文件した併自云	講習会名称	年 月 日					
	主として取り扱う食品、添加物、器具	早又は容器包装	自由記載							
	自動販売機の型番		業態							
	*	引き続き営業許可を受けようとする場 新規の場合を含む。	合に限る。ただし,複合	う型そうざい製造業、複合型冷と	東食品製造業の場合は、					
	HACCPの取組] HACCP に基づく衛生管理								
] HACCP の考え方を取り入れた征	寄生管理							
じ業た種	指定成分等含有食品を取り扱う施設									
じた情報 に応	輸出食品取扱施設 (※ この申請等の情	報は、県の事務に必要な限度において、	輸出時の要件確認等の	ために使用します。)						
		営業の形態		備考						
営業届	1									
a 出	2									
	3									
T	(ふりがな)			電話番号						
担当者	担当者氏名									

【裏面:許可のみ】

- ※ 太枠内については変更がある項目のみ記載してください。
- ※ 変更がある項目名を〇で囲んでください。

	法第	法第55条第2項関係												
申 請 者	1	食品衛生法又は同 日から起算して2					,その執行	亍を終わり,又は執行	fを受けることがなく;	なつた]	
届出者情報	2	食品衛生法第 59 %ないこと。	た から第	61 条ま	での規	定により許可を取	ひ消され	その取消しの日から	a起算して2年を経過	してい				
報	3	法人であつて、そ	の業務を	を行う役	員のう	ちに(1)(2)のいずオ	1かに該当	する者があるもの。						
〕亦		13 条に規定する 又は添加物の別		調製粉乳 食用油脂	上 [□ ④食肉製品●又は脱臭の過程を	□ ⑤魚 を経て製造	されるもの) □]ソーセージ 🗌 🤅		!照身	寸食品		
兼施	(\$	りがな)						資格の種類						
営業施設情報	食品	衛生管理者の氏名	※「食品	品衛生管理	 里者選伯	 E (変更) 届」も別途	必要	受講した講習会	講習会名称	年		月	日	
	使用	水の種類					自動車登録番号 ※	自動車による営業の場	合					
			П	東田水道	÷ [)							
		①水道水 (□ 水道水 □ 専用水道 □ 簡易専用水道) ② □ ①以外の飲用に適すろ水												
	② □ ①以外の飲用に適する水 飲食店のうち簡易飲食店営業の施設 □ 生食用食肉の加工又は調理を行う施設													
業	-		当呂未の	旭収			食肉の加工又は調理を行う施設							
種に		の処理を行う施設												
業種に応じた情報		りがな)						÷n />-a. □	hte					
た 信	ふぐ	'処理者氏名 ※ ふ・	ぐを処理っ	する営業の	り場合		認定番号	第	号					
報								及び認定年月日	年		月		B	
	□ 施設の構造及び設備を示す図面(事業譲渡の場合は省略可) □													
添		(飲用に適する水使												
添付書類		(30,111-22)	2713 - 2 390 1	ш/ ///	DC EL	114215								
類														
						ı								
		許可番号及び	許可年月	日			営業の種	類		備考				
	1	番号												
	1		年	月	日									
営業	0	番号												
営業許可業種	2		年	月	日									
業		番号												
/里	3		年	月	月									
		番号												
	4		年	月	日									
借														
備考														

第 1 編

第

2 編

3編

第

第 4

様式第4号(第6条第3項関係)【表面:許可・届出共通】 ※ 太枠内は、必ず記載してください。 許可番号

固定・自販機・自動車・仮設・臨時・届出 ※ 管理者記載欄

年 月 日

宮城県知事

殿

営業許可申請書・営業届(廃業)

食品衛生法施行規則第71条の2の規定に基づき、次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿つて、原則オープンデータとして公開します。申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(チェック欄□)

	郵便	番号:	電話番号:			FAX 番号:					
申	電子	メールアドレス:	-			法人番号:					
語者 ・ 届	申請	者・届出者住所 ※ 法人にあっ									
届出者情報	(ふ	りがな)				(生年月日)					
情 報	申請	者・届出者氏名 ※ 法人にあ	つては、その名称及び代表者の	の氏名							
						年	月	日生			
	郵便	番号:	電話番号:			FAX 番号:					
	電子	メールアドレス:									
	施設	施設の所在地									
	(چ	りがな)									
	施設	施設の名称、屋号又は商号									
営業	رچ	りがな)			資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食					
営業施設情報	食品		財脂が使用された器具又は容器 営業者を除く。	岩包装を製造	受講した講習会	都道府県知事等の講習会 (適正	と認める場合を含む	tr.)			
					文碑した碑首云	講習会名称	年 月	日			
	主と	して取り扱う食品、添加物、	器具又は容器包装	自由記載							
-	自動	販売機の型番		業態							
			合型そうざい製造業,複合型冷	東食品製造業の場	場合は,						
1	HAC	CCP の取組	新規の場合を含む。	新規の場合を含む。							
1	THIC			HACCP に基づく衛生管理 HACCP の考え方を取り入れた衛生管理							
じ業	指定		判工日生								
じた情報											
報応	輸出	食品取扱施設 (※ この申請等の	O情報は, 県の事務に必要なN		輸出時の要件確認等の	・ために使用します。) -					
2016			営業の形態			備考					
営業届出	1										
出出	2										
$\overline{}$	3										
廃業年	月日					年	月	日			
担		りがな)				電話番号					
担 当 者	担当	者氏名									
						l .					

【裏面:許可のみ】

※ 太枠内は、必ず記載してください。

	法第	法第55条第2項関係										
申請者・	1	食品衛生法又は同 から起算して2年				せられ	,その執行	fを終わり又は執行を	ご受けることがなくなつた日			
届出者情報	2	食品衛生法第 59 第 ないこと。	€から第 61	条までの	規定により許	可を取	り消され、	その取消しの日から	o起算して 2 年を経過してい			
報	3 法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。											
営業施設情報	食品(ふ食品	13 条に規定する 又は添加物の別 りがな) 衛生管理者の氏名	□ 3調集 □ 8食月 □ 10ショ	以粉乳 月油脂(肌 ョートニン	É色又は脱臭の /グ □ ⑪	□ ⑤魚 F を経て製造 の(法第 13	 魚肉ハム □ ⑥魚肉ソーセージ □ ⑦放射線照射食品 造されるもの) □ ⑨マーガリン 13 条第 1 項の規定により規格が定められたもの) 資格の種類 受講した講習会 請習会名称 年 月 日 自動車登録番号 ※ 自動車による営業の場合 					
		道水 (□ 水道水 □ ①以外の飲用に減		用水道	□ 簡易専用							
業種		店のうち簡易飲食店		·····································		肉の加工又は調理を						
	ふぐ	の処理を行う施設			'							
業種に応じた情報		りがな) 処理者氏名 ※ ふく	*************************************	営業の場合	```	認定番号 及び認定年月日	第 号	月 日				
	□湟	常業許可証										
添付書類												
類												
		許可番号及び	許可年月日				営業の種	類	備考			
	1	番号	年 月	E								
営業許可業種	2	番号	年 月									
業種	3	番号	年 月									
	4	番号	年 月	В								
備考												

2

編

編

(4) 学校給食用食品点検実施要領

市町村立学校等における学校給食用食品点検実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、文部科学省が定める学校給食衛生管理の基準に基づき、学校給食における食中毒を予防し、安全な実施に資するため、学校給食において使用される食品について定期的に細菌、農薬、添加物等についての検査(以下「点検」という。)を実施するに当たっての必要事項を定めるものとする。

(実施者)

第2 点検は、学校給食を実施している市町村教育委員会が、関係機関と連携の上実施する。また、県教育委員会は必要に応じて指導・助言をする。

(実施時期)

第3 点検は、毎年5月又は6月及び9月又は10月の年2回実施すること。 (実施方法)

第4 点検は、次に掲げる方法により実施する。

(1) 実施数

指定都市教育委員会については、単独調理場及び共同調理場それぞれ2箇所以上を、 指定都市以外の市町村教育委員会については、単独調理場及び共同調理場それぞれ1 箇所以上を対象に実施すること。

(2) 対象食品

肉類,魚介類,野菜類,その他学校給食に使用される頻度が高いものを2~3品程 度選定すること。

なお、点検に当たっては、点検実施の趣旨を食品納入業者に十分説明し理解を得た上で、当該食品の生産地、製造(加工)工場、流通販売業者等を記載した文書の添付を依頼し実施すること。

(3) 検査内容

食品衛生法の規格基準や厚生労働省が定める衛生規範、県が定める衛生指導基準等に準じて実施すること。

(4) 採取方法等

正確な検査結果が得られるよう、検体の必要量や搬入方法等について十分確認する とともに、素手で扱わないなど適切な方法で採取し、採取後も温度管理に十分注意し て保管し、速やかに検査機関に提出すること。

(5) 検査機関

実施者が、精度の高い検査機関を選定し実施すること。

(点検結果の報告)

第5 実施者が検査機関から結果を受領したときは、別紙様式により、5月又は6月実施分についてはその年の7月末日までに、9月又は10月実施分についてはその年の11月末日までに、県教育委員会に報告すること。

ただし、有害又はその疑いがある食品であることが判明した場合には、各市町村の衛生主管課と協議の上、適切な措置を講じ、直ちに県教育委員会に報告すること。 (その他)

第6 この要領に定めるもののほか、点検実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。 附 則

- 1 この要領は、平成20年1月1日から施行する。
- 2 市町村教育委員会学校給食用食材の点検実施要領(平成9年4月18日付け健第38号)は、廃止する。

理

県立学校における学校給食用食品点検実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、文部科学省が定める学校給食衛生管理の基準に基づき、学校給食における食中毒を予防し、安全な実施に資するため、学校給食において使用される食品について定期的に細菌、農薬、添加物等についての検査(以下「点検」という。)を実施するに当たっての必要事項を定めるものとする。

(実施者)

- 第2 点検は、完全給食を実施している学校が、県教育委員会と連携し実施する。 (実施時期)
- 第3 点検は、毎年5月又は6月及び9月又は10月の年2回実施すること。 (実施方法)
- 第4 点検は、次に掲げる方法により実施する。
 - (1) 対象食品

肉類, 魚介類, 野菜類, その他学校給食に使用される頻度が高いものを 2~3 品程度選定すること。

なお、点検に当たっては、点検実施の趣旨を食品納入業者に十分説明し理解を得た上で、当該食品の生産地、製造(加工)工場、流通販売業者等を記載した文書の添付を依頼し実施すること。

(2) 検査内容

食品衛生法の規格基準や厚生労働省が定める衛生規範、県が定める衛生指導基準等に準じて実施すること。

(3) 採取方法等

正確な検査結果が得られるよう、検体の必要量や搬入方法等について十分確認する とともに、素手で扱わないなど適切な方法で採取し、採取後も温度管理に十分注意し て保管し、速やかに検査機関に提出すること。

(4) 検査機関

学校が、県教育委員会が示す毎年度の予算の範囲内で、精度の高い検査機関を選定 し実施すること。

(点検結果の報告)

第5 学校が検査機関から結果を受領したときは、別紙様式により、5月又は6月実施分についてはその年の7月末日までに、9月又は10月実施分についてはその年の11月末日までに、県教育委員会に報告すること。

ただし,有害又はその疑いがある食品であることが判明した場合には,直ちに県教育委員会に報告すること。

- 第6 この要領に定めるもののほか、点検実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。 附 則
- 1 この要領は、平成20年1月1日から施行する。
- 2 県立学校給食用食材の点検実施要領(平成9年4月18日付け健第38号)は、廃止する。

編

(別紙様式)

#1 $\exists \Box$ 品点検結果報 学校給食用食

市町村 (県立学校) 名

施設名

Ш

町

#

年号

検査機関		
製造 (加工) 施設等の所在地 または原材料の生産地		
製造(加工)施設等の名称		
結果		
検査項目		
食 品 名 (表示)		

【検査の結果陽性が出た場合】下記の内容について報告すること。

使用日 $^{\circ}$ 陽性となった食品及び使用献立 検査機関からの指示

Ŋ \vdash

- 納入業者への報告 9
- 調理従事者への指示事項 ಣ
- 4 調理過程 (中心温度,確認時間)

その他特記事項 ∞

喫食者の健康状態

3 学校給食に係る報告書一覧

(1) 定期報告

(1) 定期報告		
保健体育安全課へ報告	報告期限	提出書類(様式)等
① 検便結果報告(毎月)	翌月 25 日まで	○教育事務所用
・月2回以上実施すること。		(様式1-1 P306)
・学校休業等に伴い,給食を中止している		(様式1-2 P307)
場合も実施すること。		令和2年2月4日付けス号外「学
		校給食従事者等検便実施状況総括報
		告書及び検便未実施報告書について
		(依頼)」参照
※陽性結果が出た場合には、直ちに電話報告	直ちに	○県立学校用 (様式1 P308)
後,陽性結果報告と検査成績書を提出するこ		○市町村用 (様式1 P309)
と。その後、陰性確認報告と検査成績書を提		【陽性が出た場合】
出すること。		・陽性結果報告(参考様式 P310)
		・検査成績書(写し)
		【陰性確認後】
		・陰性確認報告(参考様式 P311)
		・検査成績書(写し)
② 定期環境衛生検査点検票(年3回)	7月30日まで	・点検票 第1~5,7票
第1票「学校給食施設等定期検査票」		4~7月分 7月実施
第2票「学校給食設備等の衛生管理定期検査票		
第3票「学校給食用食品の検収・保管等定期検査票」	12月28日まで	・点検票 第2,3,5票
第4票「調理課程の定期検査票」		8~12月分 12月実施
第5票「学校給食従事者の衛生・健康状態定期検査票」		
第6票「定期検便結果処置票」	3月31日まで	・点検票 第2, 3, 5票
第7票「学校給食における衛生管理体制定期検査票」		1~3月分 3月実施
第8票「学校給食に日常点検票」		
		※第6票は、(1) 検便結果報告に置き換える。
(P175~176 参照)		※第8票は、各調理場において給食実施日に点
		検を行う。
		(様式 P184~192)
③ 学校給食用食品点検報告書(年2回)	7月30日まで	○点検結果報告書 5~6月実施
(P204 参照)	11月30日まで	○点検結果報告書 9~10月実施
(P301~302 参照)		(別紙様式 P303)
※有害又はその疑いがある食品が判明した場		
査 は、各市町村の衛生主管課と協議の上、適	直ちに	【有害またはその疑いがある場合】
切な措置を講じ,直ちに報告書と検査成績書		○陽性結果報告(参考様式 P312)
を提出すること。		○検査成績書(写し)

2編

編

(2) その他の報告

保健体育安全課へ報告	報告期限	提出書類(様式)等
① 異物混入及び食中毒発生時	直ちに	【異物混入時】
・給食の一部中止または全停止をする異物混		○異物混入発生状況報告
入や食中毒が発生した場合 は、直ちに電話		(参考様式 P313)
報告後、事故報告書を提出すること。	直ちに	【食中毒発生時】
		○感染症等集団発生事例報告書
(異物混入時の対応 P234~238 参照)		(様式 1 P253)
(感染症・食中毒等の対応 P239~255参照)		○学校(共同調理場)における食中
		毒発生状況報告(様式 2 P254)
		○学校における感染症・食中毒発生
		状況報告 (様式 3 P255)
② 食物アレルギー事故発生時	直ちに	【食物アレルギー事故発生時】
・食物アレルギーの誤食等の事故が発生した		○事故報告(参考様式 P314)
<u>場合</u> は直ちに電話報告後,事故報告書を提出		
すること。		
③ 蔵王自然の家における学校給食用米穀の		○自然の家等における学校給食用
使用について (市町村のみ)		米穀の使用承認について(申請)
・学校給食用米穀(値引米)を使用する場合		(様式1)
の手続き	2月28日まで	第1・三半期(4月~ 7月分)
※蔵王自然の家のホームページ参照	6月20日まで	第2・三半期(8月~11月分)
※市町村教育委員会を経由して報告すること。	10月20日まで	第3・三半期(12月~3月分)

(3) 経由機関

市町村立学校・共同調理場 → 市町村教育委員会 → 各教育事務所 → 保健体育安全課 県立学校 → 保健体育安全課 食に関する指導

 【参考様式】
 教育事務所用

 (様式1-1)

学校給食調理従事者等検便実施状況総括報告書

年号 年						
月分						
市町村名	施設数	対象者数	実施者数	汝 (名)	検査項目	結果
111 111 111 111	(校)	(名)	第1回目	第2回目	快业货口	加木
合計						

陽性結果 名					
施設名	対象者職員氏名		検便実施日	陽性項目	対応・確認方法
	職名	氏名	快快夫爬口	防 性項目	対心・唯能力伝

教育事務所用

(様式1-2)

検便未実施者報告書

	年号 年					
	月分					_
No.	施設名	職名	名前	未実施日	理由	対応・確認方法
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

第

【参考様式】

(施行)

県立学校用(様式1)

文書番号年月日

保健体育安全課長 殿

学校長名 (公印省略)

年号 年度 学校給食調理従事者等検便結果報告(月分)

村	検査項目						
N	対象者職氏名		検便実施日と結果				備考
No.	職名	氏名	第1回目	結果	第2回目	結果	佣石
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

陽性検出者名	陽性項目	対応方法

担当者: 電 話: FAX:

2 編

編

【参考様式】

(施行)

市町村用(様式1)

文書番号 年月日

市町村教育委員会○○ 殿

施設·学校長名 (公 印 省 略)

年号 年度 学校給食調理従事者等検便結果報告(月分)

ħ.	検査項目						
M	対象者職氏名		検便実施日と結果				備考
No.	職名	氏名	第1回目	結果	第2回目	結果	佣布
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

陽性検出者名	陽性項目	対応方法

担当者: 電 話: FAX:

【参考様式】

 文
 書
 番
 号

 年
 号
 年
 月
 日

保健体育安全課長 殿

設置者名(県立学校は,施設長名) (公 印 省 略)

学校給食調理従事者等検便検査における陽性結果について (報告)

このことにつきましては、下記のとおり対応しましたので報告します。

- 1 検出者所属・職・氏名
- 2 検出菌名
- 3 該当検体提出日 年号 年 月 日
- 4 検査結果受理日 年号 年 月 日
- 5 検査機関名
- 6 対応内容
 - (1) 勤務状況について
 - (2) 該当者の体調について
 - (3) 陰性が確認されるまでの対応について
 - (4) 他の調理員や家族の健康状態について
 - (5) 喫食者の健康被害の有無
 - (6) その他施設の消毒等について
- 7 添付資料
 - (1) 検査報告書

編

第

2

編

【参考様式】

 文
 書
 番
 号

 年
 月
 日

保健体育安全課長 殿

設置者名(県立学校は,施設長名) (公 印 省 略)

学校給食調理従事者等検便検査における陰性確認について (報告)

このことにつきましては、下記のとおり対応しましたので報告します。

記

- 1 検出者所属・職・氏名
- 2 検出菌名
- 3 該当検体提出日 年号 年 月 日
- 4 検査結果受理日 年号 年 月 日
- 5 検査機関名
- 6 対応内容

当該職員につきましては、 \bigcirc 月 \bigcirc 日に \bigcirc ●陽性が判明し、 \bigcirc 日から自宅待機しておりました。 \bigcirc 月 \bigcirc 日に再検査を行い、 \bigcirc 日に陰性が確認されたため、 \bigcirc 月 \bigcirc 日より勤務を再開しています。

- 7 添付資料
 - (1) 再検査報告書

【参考様式】

 文
 書
 番
 号

 年
 号
 年
 月
 日

保健体育安全課長 殿

設置者名(県立学校は,施設長名) (公 印 省 略)

学校給食用食品点検に伴う陽性結果について (報告)

このことにつきまして, 市町村立学校等における学校給食用食品点検実施要領第5の規定により, 検査を行った結果, 陽性の報告がありました。

つきましては、下記のとおり対応内容について報告します。

- 1 検査施設名
- 2 検査実施日 年 月 日
- 3 検査機関名
- 4 検出食材名
- 5 対応事項
- 6 添付資料
 - (1) 検査報告書
 - (2) 対応報告書
 - ①施設名
 - ②使用日
 - ③使用日の献立と原因食品
 - ④調理過程と温度管理の記録
 - ⑤喫食者の健康状況
 - ⑥検査機関からの指示
 - ⑦納入業者への報告
 - ⑧調理従事者への指示
 - ⑨特記事項

編

第

2

【参考様式】

 文
 書
 番
 号

 年
 月
 日

保健体育安全課長 殿

設置者名(県立学校は,施設長名) (公 印 省 略)

学校給食異物混入発生状況 (報告)

このことにつきましては、下記のとおり対応内容について報告します。

- 1 発生施設名
- 2 発生日時 年 月 日() 時 分
- 3 発見場所
- 4 発見者 (学年・職名等)
- 5 異物の状態(種別・形状・大きさ等) ※適宜写真を添付
- 6 異物が混入していた献立等
- 7 児童生徒等の健康被害状況
- 8 対応内容
 - (1) 異物を発見し対応した状況 (時系列で記入)
 - (2) 事後の対応(保護者への連絡,給食の一部中止または全停止の状況,原因究明等)
 - (3) 今後の対応・改善について(異物混入を防止するための対策等)

【参考様式】

 文
 書
 番
 号

 年
 月
 日

保健体育安全課長 殿

設置者名(県立学校は、施設長名) (公 印 省 略)

学校給食による食物アレルギー事故について (報告)

このことにつきましては、下記のとおり対応内容について報告します。

- 1 施設名
- 2 発生日時 年号 年 月 日() 時 分
- 3 発症者について (学年・組・性別)
- 4 既往アレルゲン 有 ()・無
- 5 学校給食における対応内容
 - ・学校におけるアレルギー発症既往の有無 ※有の場合時期
 - ・アナフィラキシーの既往の有無 ※有の場合時期
 - 学校生活管理指導表の提出の有無
 - ・ 内服薬の所有
 - エピペンの所有
- 6 事故の概要
 - 発生場所
 - ・発生場所原因となった食品及び献立名
 - ・ 当日の給食献立 (対応食含む)
- 7 発症者の様子と対応の経過(時系列で記入)
 - ・原因食品摂取から発症まで
 - ・発症してからの対応 (緊急搬送の有無, エピペンの使用状況等)
 - ・今後の対応について校内委員会で協議した内容、改善点、市町村教育委員会の指示等

◆◆ 参 考 文 献 ◆◆

「食に関する指導の手引-第二次改訂版-」 平成 31 年 3 月 文部科学省

「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育」 平成29年3月 文部科学省

「小学校学習指導要領」 平成 29 年 3 月告示 文部科学省

「中学校学習指導要領」 平成30年3月告示 文部科学省

「学校給食衛生管理の基準」 平成21年4月1日 文部科学省

「学校給食調理場における手洗いマニュアル」 平成20年3月 文部科学省

「洗浄・消毒マニュアル Part 1 | 平成 21 年 3 月 文部科学省

「洗浄・消毒マニュアル Part 2」 平成 22 年 3 月 文部科学省

「日本人の食事摂取基準(2020年版)」 令和元年12月 厚生労働省

「調理場における衛生管理&調理技術マニュアル」 平成23年3月 文部科学省

「学校給食調理従事者研修マニュアル」 平成24年3月 文部科学省

「学校給食施設・設備の改善事例集」 平成25年3月 文部科学省

「学校給食における食中毒防止Q&A」

平成21年3月 独立行政法人日本スポーツ振興センター

「学校給食衛生管理基準の解説-学校給食における食中毒防止の手引-」

平成23年3月 独立行政法人日本スポーツ振興センター

「障害のある児童・生徒の食事指導の手引き」 平成15年7月東京都教育委員会

「特別支援学校における再調理のガイドライン」 平成21年4月北海道教育委員会

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」

令和2年3月 公益財団法人日本学校保健会

「児童生徒の健康診断マニュアル(平成27年度改訂版)」 公益財団法人 日本学校保健会

「食物かみごたえ早見表」 昭和 63 年 風人社

「学校給食における食物アレルギー対応ガイド」 平成27年2月 宮城県学校保健会

「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」 平成27年2月 宮城県学校保健会

「宮城県小児肥満対策マニュアル2021」 令和3年4月 宮城県小児科医会

「単独調理校学校給食作業の手引」 平成24年3月 仙台市教育委員会

「第4期 宮城県食育推進プラン」 令和3年3月 宮城県保健福祉部健康推進課

「学校再開ハンドブック」 平成30年2月 宮城県教育委員会

「食に関する指導・学校給食の手引」 平成26年3月 宮城県教育委員会

(順不同)

◆◆ 中表紙写真 ◆◆

宮城県学校給食『伊達な献立』コンクール 県知事賞入賞献立

第1回 気仙沼市立唐桑中学校 第2回 気仙沼市立小原木中学校

第3回 岩沼市立岩沼北中学校 第4回 登米市西部学校給食センター

第5回 気仙沼市立唐桑中学校 第6回 登米市西部学校給食センター

第7回 宮城県立支援学校岩沼高等学園

◆◆ その他資料協力 ◆◆

宮城県立支援学校岩沼高等学園,宮城県農業高等学校,蔵王町立円田中学校,岩沼市立岩沼西小学校,利府町立菅谷台小学校,柴田町立柴田小学校,大崎市立大貫小学校,色麻町立色麻中学校,登米市立東郷小学校,登米市立柳津小学校,登米市立中津山小学校,登米市立津山中学校,登米市西部学校給食センター,登米市津山公民館,登米市健康推進課